

豊中市市民農園開設経費助成金交付要綱

第1章 総 則

（目的）

第1条 この助成金は、市内の農業者が農地を活用し、市民が土に親しみ収穫を喜びとする園芸の場（以下「市民農園」という。）の提供や整備促進を図るため、市民農園を新たに開設する農業者等（以下「市民農園開設者」という。）に開設費用の一部を助成することを目的とする。

（要件）

第2条 この要綱に規定する助成対象となる農園は、次の各号に掲げるすべての要件を備えている農地でなければならない。

- （1）市と貸付協定を締結した農園であること。
- （2）特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定により豊中市農業委員会の承認を得ること。
- （3）市民農園として2年以上供することができること。

第2章 助 成

（助成対象経費）

第3条 助成対象経費は、市民農園の開設に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、助成金の交付は同一者1回限りとし、助成対象経費は下記（1）～（4）の合計額とする。

- （1）整地費（消費税及び地方消費税は除く。）
- （2）通路を含む区画割費（消費税及び地方消費税は除く。）
- （3）引込み工事等上水道設置費（消費税及び地方消費税は除く。）
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費（消費税及び地方消費税は除く。）

（助成金の交付及び額）

第4条 助成金の額は、前条における助成対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、150,000円を上限とする。ただし、100円未満は切り捨てる。

2 この要綱による助成金は予算の範囲内でかつ予算の定めるところによる。

(助成金の交付申込み)

第5条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする市民農園開設者は、事業着手する日までに豊中市市民農園開設経費助成金交付申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には次に定める書類等を添付しなければならない。

ア. 第3条に掲げる経費を証する書類

イ. その他市長が必要と認める書類

3 助成金の交付申込みの時期は、市長が別に定める。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付する旨の決定をしたときは豊中市市民農園開設経費助成金交付決定通知書(様式第2号)を、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、豊中市市民農園開設経費助成金不交付決定通知書(様式第3号)を、当該市民農園開設者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により助成金を交付する旨の決定をしたときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 第2条の規定を遵守すること。

(2) 助成金は、その目的以外に使用してはならない。

(3) 事業完了後、豊中市市民農園開設経費助成金事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出すること。

(4) その他市長が必要と認める事項。

(助成金の交付請求等)

第8条 第7条(3)の規定による豊中市市民農園開設経費助成金事業実績報告書(様式第4号)を提出した者は、速やかに、豊中市市民農園開設経費助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 助成金は市民農園開設者の指定に基づき、当該開設者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、市民農園開設者がこの要綱の規定、又は第7条に規定する豊中市市民農園開設助成金交付決定通知書の交付条件に違反したときは、助成金の一部又は全部を取り消し、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第3章 雑 則

(協力)

第10条 市民農園開設者は市と締結した貸付協定を遵守しなければならない。

(書類の様式)

第11条 この要綱に基づく申込書、届出書その他の書類の様式は、市長が別に定める。

(実地調査等)

第12条 市長は、助成金に係る予算執行の適正を期し、助成事業の円滑な推進を図るため必要があると認められるときは、助成事業者に対し必要な指示を行い、若しくは報告を求め、物件等を調査することができる。

(委任規定)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。